

生駒市条例第 1 号

生駒市市民投票条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 9 年 3 月 1 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市市民投票条例の一部を改正する条例

生駒市市民投票条例（平成 2 6 年 6 月生駒市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「前項第 1 号の規定に該当する年齢満 1 8 歳以上 2 0 歳未満の者並びに同項第 2 号及び第 3 号」を「前項第 2 号及び第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。